

津島市行財政改革推進大綱および津島市行財政改革推進計画の見直し

問合せ 財政課財政G ☎55-9616

津島市では、持続可能な行財政基盤を確立するため、平成27年度に行財政改革の指針となる「津島市行財政改革推進大綱」を策定しました。

大綱は、平成28年度から令和7年度までの10年間を期間としており、令和2年度に中間年を迎えたこと等により、これまでの達成状況を振り返り、見直しを行いました。

これまでの達成状況

津島市行財政改革推進大綱の基本目標を具体化するための実行計画として、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とした「津島市行財政改革推進計画」を策定し、行財政改革の取組を進めてきました。

令和元年度までの4力年の達成状況は次のとおりです。

(単位:千円)

基本目標	No	取組事業名	主な取組事項	平成28年度～令和元年度目標効果額	平成28年度～令和元年度効果額(実績)	達成率
1.持続可能な財政運営の推進	1	歳入の確保	有料広告掲載の推進、収納率の向上、市有財産の有効活用	641,689	461,852	72.0%
	2	歳出の削減	市単独補助金の見直し、公共施設に係るコストの縮減	28,596	114,099	399.0%
	3	健全な財政運営の推進	地方公会計制度の活用、国民健康保険事業の健全化	750,000	1,359,114	181.2%
2.効率的・効果的な行政運営の推進	1	効率的な行政経営の推進	民間活力の活用、児童発達支援事業の見直し、中央公民館のあり方見直し	16,931	15,594	92.1%
	2	連携・協働事業の推進	他市町村との広域連携の推進、学校・企業等との連携	1,320	2,405	182.2%
	3	適正な事務運営	団体事務の見直し、適正な歳出事務処理の推進	0	0	-
3.適正な人事管理の推進および良好な職場環境の実現	1	適正な事務運営人事管理	計画的かつ適正な定員管理の実施、組織機構の見直し	230,200	226,875	98.6%
	2	適切な処遇	人事評価制度の定着化と適正な運用の推進、給与等の適正化の推進	30,580	34,580	113.1%
	3	良好な職場環境	人材育成環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進、時間外労働時間の削減	166,000	131,873	79.4%
合計				1,865,316	2,346,392	125.8%

津島市行財政改革推進計画(第2次)

更なる行財政改革

これまで、「津島市行財政改革推進大綱」のもと「津島市行財政改革推進計画」に掲げた事業に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、将来人口の推計から予測される今後の生産年齢人口の減少などから、引き続き厳しい状況になると考えられ、さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を実践していく必要もあります。

こうした中、新たな公共サービスを展開し、デジタル化に対応していくなど、一層の行財政改革に取り組んでいくことが必要であるとの考えから、「津島市行財政改革推進大綱(改訂版)」を策定しました。

「津島市行財政改革推進大綱(改訂版)」では、これまでと同じ3つの基本目標に「デジタル化」など新たな方向性を加えており、また、この3つの基本目標の具体化に向け、「行財政改革推進計画(第2次)」を策定しました。

3つの基本目標に沿った個別取組事項を着実に実行することで、「強い津島市」を作り上げていけるよう取り組んでまいります。

取組事業名	主な取組事項	項目数	効果額(百万円)
基本目標1 持続可能な財政運営の推進			
(1)歳入の確保	ふるさと応援寄附金返礼品事業 ・収納率の向上	18	2,556
(2)公共施設の適正配置	高齢者福祉施設のあり方見直し ・児童発達支援事業のあり方見直し	6	147
(3)企業・特別会計事業の健全化の推進	・収納率の向上 ・国民健康保険事業の健全化	13	2,558
基本目標2 効率的・効果的な行政運営の推進			
(1)効率的な行政経営の推進	・行政評価と連動した実施計画の策定 ・民間活力の活用	34	303
(2)協働・連携事業の推進	・他市町村との広域連携の推進 ・学校・企業等との連携	8	17
(3)デジタル化の推進による新しいサービスの提供	・AI総合案内サービスの活用 ・AI-OCRの活用	5	0
基本目標3 適正な人事管理の推進および良好な職場環境の実現			
(1)適正な人事管理	・計画的かつ適正な定員管理の実施 ・人事評価制度の定着化と適正な運用の推進	5	57
(2)人材育成の推進	・人材育成環境の整備	1	0
(3)良好な職場環境	・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・時間外労働時間の削減	5	385
合計		95	6,023

ごみの排出について ～集積場を正しく利用しましょう～

市内にお住まいの全ての方のごみを、円滑・安全に収集するため、集積場の利用にあたっては、排出ルールを守っていただきますようお願いします。

- ごみは、必ず午前8時30分(時間厳守)までに、分別ルールや収集日を守って排出してください。
- 事業活動に伴って生じたごみは、集積場には排出しないでください。
- 地域外の集積場へのごみ持ち込みについて、たくさんの苦情が寄せられています。地域により、集積場面積の大小や距離の遠近等は様々ですが、必ず地域の決められた集積場にごみを排出してください。

ごみゼロ運動(中止)

5月に開催を予定していた市内一斉の春のごみゼロ運動は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止します。

なお、秋のごみゼロ運動につきましては、11月13日(土)に開催を予定していますが、今後の感染拡大の状況を注視し、改めてお知らせします。

清掃事務所 からのお知らせ

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

ふれあい収集の お知らせ 要申込

家庭ごみを集積場へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、市職員が訪問し、声を掛けてごみを収集します。

対象世帯

- ・ひとり暮らし老人登録で、要介護認定を受けている世帯
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけの世帯
- ※その他の世帯においても該当する場合がありますのでご相談ください。

対象ごみ 可燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ

申込 介護保険被保険者証および該当する手帳(写し可)を持参の上、高齢介護課または、福祉課へ。

その他 申込後、世帯を訪問調査し、収集の可否および収集方法を決定します。



ゴールデンウィークの家庭ごみの収集

各家庭に配布の「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に分別し、下表のとおり間違いのないように出してください。

区 分	4月29日(木・祝)	5月3日(月・祝)	5月4日(火・祝)	5月5日(水・祝)	5月12日(水)
可 燃 ご み	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	収集はありません	収集はありません
ペ ッ ト ボ ト ル	収集はありません	収集はありません	収集はありません	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
不 燃 ご み	収集はありません	収集はありません	収集はありません	収集はありません	第1水曜日・第2水曜日の町内を収集
プラスチック製容器包装	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
空きびん・空き缶・古紙・古着	収集はありません	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
有 害 ご み	収集はありません	収集はありません	収集はありません	収集はありません	収集はありません

※収集当日は、午前8時30分までに決められた集積場に出してください。

税金等のお支払いには スマートフォン決済アプリが便利です!

4月から、スマートフォン決済アプリで税金、料金の納付ができるようになります。

スマートフォン決済とは、スマートフォンまたはタブレット端末に対応アプリをインストールすると、納付書のバーコードを読み込むだけでいつでもどこでも簡単に支払いができる決済サービスです。

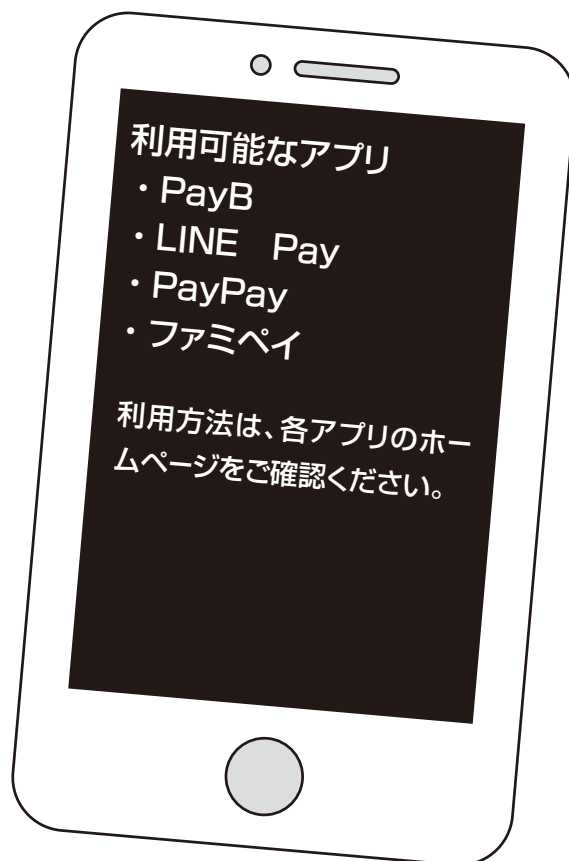
取扱対象税目・料金

- ・ 個人市民税・県民税(普通徴収分)
- ・ 固定資産税・都市計画税
- ・ 軽自動車税(種別割)
- ・ 国民健康保険税
- ・ 介護保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料

注意事項

- ・ 納期限を過ぎた納付書(再発行納付書や督促状など、取扱期限が別で設定されているものについては、その指定期日を過ぎた納付書)、30万円を超える納付書、バーコードが印刷されていない納付書はご利用いただけません。
- ・ 領収証書、納税証明書(車検用)が必要な方は、納付書裏面記載の金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いください。

問合 収納課管理G ☎55-9276
保険年金課国民健康保険G ☎24-1113
保険年金課医療・年金G ☎24-1114
高齢介護課介護保険G ☎24-1117



コンビニ支払いが可能になりました!

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
高齢介護課介護保険G ☎24-1117

後期高齢者
医療保険料

と

介護保険料

4月から納付書裏面に記載のある
コンビニエンスストアで納付ができます。

注意点

令和3年4月より前に発行されている納付書は、バーコード印字がされていないため、コンビニエンスストアでの納付はできません。市役所や金融機関でお支払いをお願いします。

令和3年度固定資産税の課税

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

令和3年度固定資産税の価格(評価額)を3月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月7日(水)

※納期限については下記「令和3年度津島市税等納付のこよみ」をご覧ください。

令和3年度 固定資産税についてQ&A

Q.平成29年4月に住宅(木造、110㎡)を新築しましたが、令和3年度分から税額が急に高くなっているのはなぜですか?

A.新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、一戸あたり120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがって、平成30年～令和2年度分は税額が減額されています。



Q.私は、令和2年11月に土地を売るために売買契約をして、令和3年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和3年度の固定資産税は誰に課税されますか?

A.令和3年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に対し、当該年度分の課税をすることになっています。

Q.令和3年2月に古い物置(家屋)を取り壊しましたが、令和3年度の固定資産税は課税されますか?

A.課税されます。毎年1月1日現在に存在している家屋について、当該年度分を課税することになっています。

令和3年度津島市税等納付のこよみ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限	4月30日(金)	5月31日(月)	6月30日(水)	8月2日(月)	8月31日(火)	9月30日(木)	11月1日(月)	11月30日(火)	下記※	1月31日(月)	2月28日(月)	3月31日(木)
税目等												
固定資産税・都市計画税	○ 第1期			○ 第2期					○ 第3期		○ 第4期	
市民税・県民税			○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期			○ 第4期		
軽自動車税(種別割)		○ 全期										
国民健康保険税		○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	
市営・改良住宅家賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅新築資金等償還金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育所等利用者負担金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	○ 第11期	○ 第12期
後期高齢者医療保険料				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
下水道事業受益者負担金					○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期		○ 第4期	

※12月の納期限

固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、下水道事業受益者負担金…12月27日(月)

市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金、介護保険料、

後期高齢者医療保険料…令和4年1月4日(火)